



**コロナ禍のなか ホールに未曾有の豪雨災害
従業者の個人番号(マイナンバー)について 三堀 清**

機構の動き

8月度<2020年8月1日~8月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 8月度 立入検査店舗数120店舗
(遊技機検査114店舗、計数機検査6店舗)
- 8月末日 誓約書提出店舗数9316店舗 (対前月比▲38)

依存防止対策調査の関係

- 8月度 依存防止対策調査実施店舗数140店舗
- 8月末日 承諾書提出店舗数8675店舗 (対前月比+125)

定例理事会速報

9月7日(月)に開催された定例理事会において、パチンコ・パチスロ産業21世紀会よりの「お願い」を審議した結果、遊技産業健全化推進機構として協力することを決議した。

21世紀会発第476号
2020年9月4日

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構
代表理事 五木田 彬 殿

パチンコ・パチスロ産業21世紀会
代表 阿部 恭久 殿

貴機構が実施している遊技機検査時における確認事項の追加について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はパチンコ・パチスロ産業21世紀会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、パチンコ・パチスロ依存問題への対応として、出玉規制の強化を内容とする改正規則が2018年2月1日に施行され、現在、私たち遊技業界では、新規則機への入替に向けた取組を順次進めているところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により改正規則附則の改正が行われ、本年5月20日に施行されたことにより、旧規則機の撤去に係る経過措置期間が1年間延長されることとなりました。

これを受け、遊技業界全14団体で構成するパチンコ・パチスロ産業21世紀会では、過度な射幸性の抑制と遊技機入替の分散化を図るため、新たな取組を行うことを決議(別紙参照)いたしました。

その主な内容といたしましては、具体的な数値目標を示して旧規則機の計画的な撤去を行うほか、高射幸性回胴式遊技機については、当初の認定切れの日付までに撤去することとし、その取組の実効性を担保するため、全ホール営業者に決議を遵守する旨の誓約書の提出等を求めているところであり、この誓約書につきましては、現時点で全ホール営業所(休業店除く)の約99%が提出を済ませております。

しかしながら、誓約書を提出しているにも関わらず約東の期限を超過した高射幸性回胴式遊技機を設置し続けているホール営業者や、そもそも設置することが許されていない「検定又は認定の有効期間が満了した遊技機」を設置しているホール営業者がいるとの情報が寄せられているところです。

つきましては、貴機構が実施している遊技機検査時におきまして、下記の2点を確認事項に追加していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 高射幸性回胴式遊技機の設置の有無の確認
2. 検定又は認定の有効期間が満了した遊技機の設置の有無の確認

以上

機構発第20号
2020年9月9日

パチンコ・パチスロ産業21世紀会
代表 阿部 恭久 殿

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事 五木田 彬 殿

遊技機検査時における確認事項の追加について (ご回答)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当機構に対しましては、貴会をはじめとして貴会を構成される業界各団体より多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会より本年9月4日付発刊第476号として送付頂きました、「貴機構が実施している遊技機検査時における確認事項の追加について (お願い)」の内容に関し、9月7日開催の当機構定例理事会において、当機構の定款並びに立入検査実施要綱等に照らし審議をさせて頂いた結果、現在、当機構が実施している遊技機並びに周辺機器の立入検査に加え、貴会からご要望された内容にそって協力させて頂くことを決議しましたので、お知らせ致します。

具体的な実施方法等は、当機構検査部において検討を進めさせていただきますが、当機構の遊技機並びに周辺機器の立入検査時に、指定された高射幸性回胴式遊技機を含め、検定又は認定の有効期間が満了した遊技機の設置状況の確認(「検定通知書」または「認定通知書」の写し等による確認)をさせて頂く予定です。

今般、業界団体で選定された高射幸性回胴式遊技機は、当機構の主力事業である遊技機の不正改造根絶の観点から考えても、新しい遊技機規則に基づき製造された遊技機に比べ「ゴトを含む不正改造がなされる可能性が高い遊技機」であると認められることから、当機構がその設置状況につき情報を収集することは、当機構の健全化推進活動に資するものと考えられます。

本件対応につきましては、早急に開始させて頂く予定です。

なお、コロナ禍の現在において、首都圏に在住する当機構検査部職員が全国のパチンコホールにお伺いして立入検査を行うことに関しては、地域によってその交渉にかなりの時間を要する場合があります。もちろん、当機構検査部職員は全員が抗体検査を実施するなど、新型コロナウイルス感染症へは可能な限りの対策を講じておりますが、これらの問題もあることをご理解頂きますようお願い申し上げます。

以上の対応につき、よろしくお願い申し上げます。

謹白

CONTENTS

10 October 2020

コロナ禍のなかホールに未曾有の豪雨災害	1
～熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も	
従業者の個人番号(マイナンバー)について	5
店長に求められる知識「業界知識Ⅻ」	8
銀世界の裏144「心が折れる」	11

表紙のはなし

京都 鞍馬の火祭

氏子たちが担ぐ500本もの松明が、鞍馬・由岐(ゆき)神社と神社に続く鞍馬街道を埋め尽くす。京都三大火祭りであり、京都三大奇祭に数えられる。

コロナ禍のなか ホールに未曾有の豪雨災害

2016年4月の熊本地震から4年。

この夏、再び熊本県が大規模な自然災害に襲われた。

令和2年7月豪雨による県内の死者・行方不明者は67人、

全壊・半壊などの住家被害は9159棟(いずれも9月3日現在)で、

現在も多くの県民が避難生活を強いられている。

パチンコ店もいくつもの店舗が休業を余儀なくされ、

いまだに営業を再開できない店舗もある。

球磨川の氾濫で大打撃を受けた人吉市に本社を置く経営企業を取材し、

被災の状況や営業再開に至る取組みなどをレポートするとともに、

県遊協を訪れ、被災店舗をめぐる助成金問題についても話を聞いた。

熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も

死者・行方不明者は67人
いまも1000人が避難

「令和2年7月豪雨」(7月3〜31

日)と命名された記録的な大雨は九州から西日本、東日本へと移動し、全国各地に被害をもたらした。

政府の非常災害対策本部によると、同豪雨による被災地域は35府県で、

死者・行方不明者は86人、住家被害(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水)は1万8355棟に及んでいる(9月3日現在)。

特に深刻な事態に陥ったのが熊本県で、いまなお993人が避難所生活を強いられている(同)。なかでも南部の人吉市、芦北町、八代市郊外の坂本町などは球磨川の

氾濫もあって深刻なダメージを受けた。

パチンコ店も短期間の臨時休業を余儀なくされた店舗は少なくなく、長期休業を強いられた店舗や現在も営業を再開できていないホールもある。そこで人吉市に本社を構え、本社併設店が1か月以上の休業を強いられた岩下兄弟(株)に

話を聞いた。

人吉に本社の岩下兄弟は青井本店の天板まで浸水

熊本県南部が豪雨で危険な状況に陥りつつあると報じられたのは7月4日未明。岩下兄弟の岩下洋三社長はその前日の3日、車で宮崎県から人吉市を経由して、住まいのある熊本市内に戻ってきたが、そのときは雨が降ってきた程度の印象だったという。

「ところが、4日の午前4時頃、人吉に住む副社長と専務から大変な事態になっているとの連絡を受けたのです。たしかにテレビを見ると、ただごとではない映像が流れている。すぐに対処しなければならぬと思いました」

同社は熊本県内に13店舗、宮崎県内に12店舗を展開するホール企業で、本社事務所は人吉市の「モナコパレス青井本店」の2階に置いている。だが、岩下社長は熊本県遊協の理事長を務める岩下博明会長とともに、基本的には熊本市の「モナコパレス浜線店」内にある本部を拠点とし、本社とは電話やインターネット、SNSなども駆使しながらコミュニケーションを

被災した人吉市内(7月10日)

コロナ禍のなかホールに未曾有の豪雨災害 熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も



岩下兄弟のモノパレス青井本店(人吉市)の7月4日の光景。営業再開まで1か月あまり休業した。本レポートの人吉市の被災関連写真はすべて岩下兄弟提供



岩下兄弟の岩下会長(右)と岩下社長

見はとも重要です」と岩下社長。このように、5日には人吉市の青井本店と「モノパレス東間店」「モノパレス人吉店」以外の店舗が営業を再開した。東間店と人吉店は、実害は軽微だが市内の状況を見て当面の自粛を決めたもので、1週間程度で営業を再開。しかし、青井本店は店

内には水が流れ込み、島の天板付近まで浸水し、倉庫の遊技機もすべて使えなくなった。結局、8月10日の営業再開まで1か月あまり休業することとなった。

生きたコロナ対応 社員の安否を迅速に確認

同時に、4日に取り組んだのは従業員の安否確認。同社では社員だけでも600人以上の人材を抱えており、被害地域に限っても社員は相当数にのぼる。しかも、人吉、球磨、八代の各地区などでは通信障害が発生。固定電話は使えず、携帯電話もキャリアによって通じないものがあつたという。そのため、全員無事の確認には2、3日かかった。

「連絡がとれない社員の安否は、連絡がとれる社員につきぎ役になつてもらいました」と岩下社長。同社では新型コロナ問題を受けて、今年の春に連絡網を整備し直していた。これだけ短時間で確認できたのは、それが生きたのだから。

「水害によるケガ人もゼロ。ただ、自宅の損壊状況など、社員の全体的な状況を把握するには1週間ぐらいかかりました」

とつている。今回も役員に県南部の人吉地区、球磨地区、八代地区、水俣地区の現場責任者を交え、早朝にZoom会議を実施。八代地区の「モノパレス八代店」を除く人吉地区の3店舗、球磨地区の4店舗、水俣地区の1店舗を4日は休業にした。Zoom会議は新型コロナウイルス問題を受けて導入していたのが役立つという。

八代店を休業しなかったのは「同店周辺の雨は休業するほどのものではない」との報告を現場責任者から受けたため。これは2016年の熊本地震の経験に基づいている。「自然災害は地域がちよつとずれただけで、状況が全然違うことが多々あります。現場の意見はとも重要です」と岩下社長。このように、5日には人吉市の青井本店と「モノパレス東間店」「モノパレス人吉店」以外の店舗が営業を再開した。



岩下兄弟の社内ボランティア隊。被災した社員の住居の泥やごみのかき出しに汗を流した(7月30日)



地元紙の報道を見ながら当時を振り返る岩下社長



JR八代駅。熊本市方面と人吉市方面を結ぶJRはいまだに八代から先が不通になっている



ボランティア隊を組織 被災社員の自宅を清掃

次に動いたのは社内ボランティアチームの組織。豪雨が落ち着き始めると、被災にあった社員らの住居の泥のかき出しや清掃の支援を行った。被災した社員らは遠慮して、支援をなかなか求めてこないことから、岩下社長自らが社員

その結果、人吉地区を中心に自分の住まいが床上浸水などの被災をした社員、パートは約40人であることが判明。そこで住まいのフォローに取り組んだ。

会社の寮が無事だったことから、まず寮を活用。ただ、寮は単身者用なので家族を抱えた社員には不向きだとして、岩下社長が懇意の不動産業者を通じて借り上げ住宅を確保し、家族を抱えた社員に提供した。パートに対しては、不動産業者などのつてを頼り、仮住まい先を紹介するなどした。「あと1日遅れていたら、電話がつかないやすくなったことから不動産業者には問い合わせが殺到し、確保が難しい状況になるところでした」と岩下社長。迅速な対応が功を奏した。

の住まいに足を運んで声をかけたという。「鉄道はいまだに不通ですが、高速道路が早々に使えるようになりましたから」と社長。ここまで社員らのフォローに力を入れた理由については、岩下会長ともども、「社員あつての会社であるというのが当社の経営方針だからです」と力を込める。

もっとも、これらすべての実務の差配を社長一人でしたわけではない。早々に社員の安否確認担当、救援物資の手配担当など、必要な役割ごとに責任者を決め、指令命令系統を明確化した。「救援物資にしても、何がいくつ必要かを管理する人間がいないと、同じ物が必要以上に集まって、かえって現場が混乱します。そういうことを熊本地震で経験したのが役に立ちました」と振り返る。

1か月ぶりの営業再開を 近隣住民も歓迎

一方、地域社会に対しては豪雨発生当初、青井本店の立体駐車場を近隣住民の緊急避難所として開放した。また、行政の要請を受けて、東間店の駐車場の一角を、水

コロナ禍のなかホールに未曾有の豪雨災害 熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も

害により町中に吐き出された大量のゴミの仮置き場として営業再開間際まで提供した。

こうした取り組みをしながら、青井本店の修繕を進め、営業を再開したのは8月10日。岩下社長は「再開していいのか、少し迷いました。でも、市内はさまざまな店舗や施設が営業できないまま。そのため、雰囲気がとても暗いんです。そんな様子を見て、町に灯りをともらいたいの思いから再開を決断しました」と当時の心境を明かす。再開後は、人が集える場所ができて良かったと、近隣住民には好意的に受け止められているという。

復興へ「がんばるばい」

1000Tシャツ
枚配布 岩下兄弟(株)がボラ団体に



尾方錦LC会長(右)にTシャツを手渡す岩下会長

7月の豪雨災害から復興を目指す人たちに元気づけようと、人吉市中青井町の岩下兄弟(株)岩下洋三社長は、復旧作業に当たっているボランティア団体などに「がんばるばい」人吉の文字がプリントされたTシャツ1000枚を配った。同社の制服を手掛ける取引先が製作。「がんばるばい人吉」のフ

岩下会長デザインの特製Tシャツをボランティア団体などに寄贈するニュースは地元紙「日刊人吉新聞」でも報じられた

8月12、13日には、人吉商工会議所会頭でもある岩下会長自らがデザインした「がんばるばい人吉」のメッセージ入りTシャツを約1000枚制作し、復旧にあたっているボランティア団体などに配布した。岩下社長は「今後は長期的な視点から支援活動を考えていきたい」と話す。

全国各地で備えが必要 警鐘を鳴らす岩下社長

また、全国のホール関係者に対しては、「他人事だと思わないでほしい」と同社長は注意を呼びかける。人吉は55年前にも豪雨の被害にあったが、長い歴史でみると自然災害に苦しめられてきた地域ではない。まして、近年は各地で局地的豪雨が起きていることから、大規模な自然災害とは長年無縁の地域のホールも備えはしておいたほうが良いと警鐘を鳴らす。

同社の場合は熊本地震や新型コロナウイルス問題も受けながら整備してきた社内体制が生きた。「7月の行動指針が『備え』だった」(岩下社長)のは偶然のめぐり合わせだとしても、耳を傾けておきたいアドバイスといえよう。

「再建補助金の対象に」 業界として行政に陳情

熊本県遊技業協同組合などによると、今回の豪雨でモナコパレス青井本店と同程度、あるいはそれ以上の浸水被害で長期休業を余儀なくされたパチンコ店は芦北町の2店舗。いずれも8月下旬現在、休業状態だ。

そのほか、状況確認のため7月4日のみ休んだ店舗や、顧客の安全を考えて数日間の臨時休業に踏み切った店舗を含めると、休業店舗は熊本県内全体(約150店舗)の1、2割程度とみられている。



熊本県遊協の川辺専務

熊本県遊協の川辺信一専務理事は「営業できる状況だったのに、は「営業できる状況だったのに、

休憩所として提供したホールもありました」と説明。同県遊協でも県に義援金100万円を寄贈したほか、マスクと消毒液、食料品などを、県警本部を通じて特に大きな被害を受けた地域の所轄署に寄贈したという。

そんな同組合がいま頭を悩ませ

8月11日以降の被災証明書の受付は、雨を受けて、政府が従来のグループ補助金を拡充して創設した「な

パチンコ店営業は今年5月から政府系金融機関、信用保証協会による融資・保証の対象業種となっている。「なりわい再建補助金」も当然対象になるべきだろうというのが県遊協や被災店舗の主張だ。

県遊協が経済産業省に申入れをしたところ、「検討中」との返答だったため、全日本遊技事業協同組合連合会にも応援要請文書を発出して対応したが、同補助金の対象からは外されたまま、交付申請手続きが始まってしまった。

そのため、同県遊協では岩下理事長名で県知事宛に見直しを求める要請文を送付。今後も申入れを継続していく方針で、行政の向ききな判断を期待している。

なお、全国の都府県方面遊協や業界関連企業などからは現地にさまざまな支援が行われており、岩下会長、岩下社長、川辺専務は異口同音に感謝の気持ちを述べている。それは支援を受けた現地の業界関係者すべてに共通する思いだろう。

被災証明書

8月11日以降の被災証明書の受付は

従業者の個人番号 (マイナンバー)について



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東

京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修

士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企
業関連の民事事件を手がける

1 個人番号 (マイナンバー)とは

個人番号(マイナンバー)とは、行政
手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律(番号法
/番号利用法/マイナンバー法)に基づ
き、日本に住民票を有する人(国籍は問
わない)に付与される固有の12桁の番号
である(同法2条5項)。

個人番号制度は、従来、住民票コー
ド、基礎年金番号、健康保険被保険者
番号等、バラバラだった個人の情報を
統一し、社会保障、税、災害対策の3分
野で共通の番号を導入して個人の特定
を確実かつ迅速に行うことを目的とす
る制度である。社会保障の分野では医
療・介護・雇用・保育等の各制度をま
たいだきめ細かい保障を実現する、税

の分野では所得額を迅速かつ正確に把
握する、災害対策の分野では被災者に
対して迅速に制度横断的な支援をする
等、他、行政事務の効率化を図る。

個人番号は、住民票コードを基に地
方公共団体情報システム機構が生成し、
各市町村長・特別区長により指定され
る。平成27(2015)年10月に制度導
入に伴い一斉に指定され、その後出生
等を契機に指定されている(番号法7条
1項、8条2項)。

2 個人番号の利用

個人番号は、社会保障、税、災害対策
の3分野につき、法律又は条例により定
められた事務についてだけ利用される。

このため、民間企業が個人番号を取
扱うことは、従業員の雇用保険・厚生
年金保険・健康保険の各被保険者資格

取得届の作成等及び従業者や個人の取
引先等への支払いに関する源泉徴収票
の作成等の行政事務に「個人番号関係事
務」(番号法9条3項)に関し、「個人番号
関係事務実施者」として取り扱うことが
できるに過ぎず(同法2条13項)、それ
以外の目的でこれを収集・保管したり
することはできないのである。

3 個人情報保護法の特別法 としての番号法

生存する個人の個人番号は、それ自
体が「個人識別符号」として個人情報保
護法の保護対象となるが(同法2条1項
2号)、なりすましによる社会保障の不
正受給、脱税及びマネーロンダリング
等に悪用される危険が高く、漏洩の防
止が特に必要である。

そこで、番号法では、個人番号を内

容に含む個人情報（個人番号それ自体、個人番号＋住所、個人番号＋所得額等の情報）を「特定個人情報」として、個人情報保護法よりも手厚く保護している（番号法2条8項）。要するに、「特定個人情報」に関しては、番号法は個人情報保護法の特別法として特例的な保護を定め、番号法に規定されていない部分（適正取得等）については個人情報保護法の保護が及ぶという関係となっているのである。

そして、番号法による特例的な「特定個人情報」の保護は、利用制限、安全管理措置等及び提供制限等に大別される。

4 「特定個人情報」の利用制限

個人情報保護法では、個人情報の利用目的を特定すれば、利用目的の範囲内では自由に利用可能としており（同法15条、16条）、利用可能な事務の範囲を制限していない。これに対し、番号法では、「特定個人情報」が利用できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（同法9条）。

また、個人情報保護法では、事業者による「個人情報データベース等」の作成、利用を当然のこととしているが（同

法2条4項）、番号法では、必要な範囲を超えた個人番号をその内容に含む個人情報ファイル¹¹「特定個人情報ファイル」（同法2条9項）の作成自体を禁止している（同法29条）。

このため、企業が個人番号を社員番号に流用したり、これを人事管理に利用したりすることは許されない。また、派遣労働者については、社会保険・給料支払の手続は派遣元（派遣会社）が行うから、派遣先（派遣労働者の受入会社）では個人番号を取得することは許されない。

5 「特定個人情報」の安全管理等

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、「個人情報データベース等」を構成する個人情報¹²「個人データ」（同法2条6項）に関する安全管理措置を講ずることとし（同法20条）、従業員及び委託先に対する監督義務を課している（同法21条、22条）。

番号法では、これらの規制に加えて、事業者に対して「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」として、個人番号に

特化した安全管理措置をとることを義務付けている（同法12条）。

この規定を受け、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が制定され、その「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」で、基本方針の策定及び取扱規程等の策定が指示されている。このうち取扱規程等として組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の4項目が挙げられている。

なお、基本方針の策定はすべての事業者¹³に義務付けられるが、取扱規程等の策定は、従業員100名以下の中小規模事業者には義務付けられてはいない。その他、「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」を再委託する場合には、委託者による再委託の許諾を要件とすると共に（同法10条）、委託者の委託先に対する監督義務が課されている（同法11条）。

6 「特定個人情報」の提供制限等

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、「個人データ」について、本人の同意を得れば、第三者に提供す

ることを認めている(同法23条)。

しかし、番号法では、同法に定めのある場合以外の「特定個人情報」の第三者への提供を認めていない(同法19条)。

また、番号法では、何人も、同法で「特定個人情報」の提供を受けることが認められている場合以外、他人(同一の世帯に属しない者)に対し、個人番号の提供を求めることも禁止している(同法

15条)。

更に、番号法では、「特定個人情報」の収集・保管についても制限を定めている(同法20条)。

7 刑事罰

番号法では、個人番号の重要性から、「特定個人情報」の漏洩等に対して、厳

番号法では、個人番号の重要性から、「特定個人情報」の漏洩等に対して、厳しい罰則を科している。

「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」に従事する者

又は従事していた者が、正当な理由なく、

「特定個人情報ファイル」を提供した場合は、

4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金

又はこれらの併科となり(同法48条)、

これらの者が、

不正な利益を得る目的で、

個人番号を提供又は濫用した場合は、

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金

又はこれらの併科となる(同法49条)。

しい罰則を科している。

「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、「特定個人情報ファイル」を提供した場合は、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科となり(同法48条)、これらの者が、不正な利益を得る目的で、個人番号を提供又は濫用した場合は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科となる(同法49条)。

8 法人番号について

法人番号とは、設立登記をした法人、税法上の届け出をする法人・法人格のない社団(任意団体)、国の機関及び地方公共団体に付与される固有の13桁の数字である。これらの法人等についても、社会生活上の単位として活動する以上、個人番号と同様な共通の番号により特定されることが便宜であることから、法人番号が付与されるのである(番号法2条15項、39条1項・2項)。

法人番号は、個人番号のように、なりすましによる弊害は少ないので、一般に公開され、自由に利用・提供がで



店長に求められる知識

業界知識 XVIII

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知っておかなければならない知識があります。

風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。

今回は、管理者制度に関する問題を取り上げます。風適法第24条「営業所の管理者」では、パチンコ店が健全な店舗運営を実施するために、営業所ごとに管理者を1人選任することが定められています。管理者とは、店舗に常勤しており、風俗営業の統括的な責任を負う職位のことを言います。ここからは問題を解きながら解説していきます。

管理者制度

【問題】

風適法第24条「営業所の管理

者」に関する記述において、以下の（ア）（イ）に入る用語の組み合わせとして正しいものはどれか。

● 管理者が欠ける場合は、（ア）以内に新たに管理者を選任する。

● 管理者が変更となった場合は、（イ）以内に変更届出書を提出する。

【選択肢】

- a : ア 10日 イ 10日
- b : ア 10日 イ 30日
- c : ア 14日 イ 10日
- d : ア 14日 イ 30日

【解答分布】

- a : 4・7% b : 21・9%
- c : 34・9% d : 38・5%

【正解と解説】

正解は c です。風適法第24条には以下の通り定められています。

風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、

第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならぬ。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてもよい。

よって、(ア)には「14日」が該当します。また、風適法施行規則第20条「軽微な変更等の届出等」2項には、以下の通り定められています。

前項の届出書の提出は、法第九條第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日以内(略)にしななければならない。

右記、法第九條第三項第一号に係る届出書とは、「管理者の氏名及び住所」の変更があつた際に必要とされています。よって、(イ)には「10日」が該当します。

人事異動や退職によつて管理者が急遽変更となる場合にも、上記の猶予期間は厳守しなければなりません。

管理者の人的資格

【問題】

風適法第24条「営業所の管理者」で定められている管理者に選任できる条件として、正しいものはどれか。

【選択肢】

- a：未成年者
- b：暴力団構成員
- c：アルコール中毒者
- d：破産者で復権を得た者

【解答分布】

a：6・1% b：1・3%
c：16・1% d：76・5%

【正解と解説】

正解はdです。風適法第24条「営業所の管理者」では、管理者にすることができない人の条件を以下の通り定めています。

- ・未成年者
- ・心身の故障により管理者の業

務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

- ・破産者で復権を得ない者
- ・1年以上の懲役もしくは禁錮刑、または、一部法令違反で1年未満の懲役もしくは罰金刑に処せられ5年を経過していない者
- ・暴力団構成員・準構成員
- ・アルコール、麻薬、大麻、あへん、または、覚せい剤の中毒者
- ・風俗営業の許可取り消しを受けて5年を経過しない者

管理者の業務

ちなみに、2017年5月に成立した民法改正により、明治9年以降20歳とされてきた成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。施行は2022年4月からとされています。

よって、2022年4月以降は管理者の資格を取ることができるようだが、現行の20歳以上から18歳以上となる見込みです(施行日までに改正される可能性もあります)。

【問題】

風適法施行規則第38条「管理者の業務」で定められた内容として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a：従業者名簿の記載と管理
- b：遊技機の検定申請
- c：苦情の処理
- d：依存症対策への取り組み

【解答分布】

a : 0・5% b : 31・3%
c : 51・0% d : 17・2%

【正解と解説】

正解はbです。風適法施行規則第38条では、以下の通り定められています。

・法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。
 ・営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。
 ・ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること。

右記は、右から順番に選択肢a、c、dの内容を表します。

その他、管理者の業務としては

▼従業者に対する指導計画の作成

▼これに基づいた実地指導、および、その記録の作成

▼18歳未満の客に対する立ち退き

勧告と措置

▼遊技機、構造・設備、委託契約の内容、履行状況の点検と記録などが挙げられます。

管理者には、健全な店舗運営のために従業者に対する指導計画を作成し、それに基づき実地に指導し、その記録を残すことが求められます。

管理者業務実施簿と呼ばれる書類があるように、管理者は実際に従業者を指導するだけでなく、計画と記録を残しておくなければならぬことに注意して下さい。

遊技機や構造設備、委託契約の業務内容に関しても同様に、記録を残すところまでが義務付けられています。

これは、いざ何か問題が起きたときの適正に業務を実施していることの証明となり、行政処分時の軽減事由にも影響します。

また、dの依存症対策への取り組みは2018年2月より改正・施行された点となります。2018年1月末に警察庁より通達された解釈運用基準第17条「風俗営業

の規制について」では、以下の通り記されています。

施行規則第38条第11号中「客がする遊技が過度にわたることがないようにするため」講ずる「客に対する情報の提供その他必要な措置」とは、ぱちんこ等への依存防止対策に資する取組をいい、例えば、ポスター等の営業所内での掲示、営業所の広告への掲載等による依存防止に関する相談窓口等の情報提供や、客自身又はその家族からの遊技使用上限金額等の申告に基づき過度な遊技を予防する仕組みの活用、過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施、依存防止対策についての従業者への教育等が考えられる。

つまり、管理者は依存症対策の一環として、具体的に以下の取り組みを実施することが義務付けられています。

▼RSN(認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク)のポスター掲示や広告掲載により、依存症問題の相談

窓口を情報提供すること

▼自己申告プログラムや家族申告プログラムなどのシステムの導入
 ▼パチンコ・パチスロ産業21世紀会が発足させた安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度の運用

その他、今年の1月からは遊技産業健全化推進機構による依存防止対策調査がスタートしました。本調査は承諾書を提出したホールを対象として、店舗管理者等が立ち合いのもとに実地調査を実施しており、2020年7月までに51府県方面で1091店舗の実施が報告されています。



昨今のコロナ禍におけるマスクメダイアによるいわれのないバッシングにも伴い、パチンコ業界にはより厳しい社会の目が向けられています。風適法に基づく遵法営業は時代の要請として、管理者には店舗を運営していく上での社会的責任を自覚する必要があります。管理者制度に関する正しい知識を持ち、管理者の役割・業務を適正に果たしていきましょう。



銀世界

銀世界の裏

文・綾小路 杏

144

心が折れる

世界中が大混乱に陥った新型コロナウイルス感染症問題。

日本も例外ではなく、混乱が続いている。

夏になれば終息するのではないかと？という予測をした有識者もいたが、7月には連日、東京の感染者数が過去最高を記録するような状況だった。

さまざまな業種が影響を受けたが、自分もそのど真ん中にいた。

自分は、パチンコホールで働いている。

パチンコホールでの感染報告はなかったが、当初から営業していることについて猛バッシングを受けていた。

もともと、パチンコ業界は一部からは白い目で見られる存在であることは自覚している。それが、この未曾有の災害でヘイトが噴出したとい

うか、とにかく「悪」とされた。

不要不急の商売でないことは承知しているもので、まさききに休業が望まれるのはわかっている。

けれど、こちらも生死がかかっている。

なんとか休業せずにできないかと検討したが、世論の声や行政からの忠告には抗えなかった。

営業時間短縮だけでなく、多くの店舗が休業を余儀なくされた。

どうしたら良かったのか。

実際のところ、パチンコは一人ひとり台に向かって無言で座っているだけなので、感染しにくい娯楽だと思う。もともとタバコの煙問題を解消するため、空調設備も徹底している。

そのうえで、台と台の間にアクリル板を立てたりアルコール消毒をしたりと各店舗で対策していた。

それでも、やはり不要な娯楽産業で「パチンコ」であるということはバッシングの対象となった。

開いている店舗はSNSなどで晒され、炎上した。店員に対して暴言

を吐かれることもあった。

自分の部下だった社員の1人は、店舗休業中に辞表を出して辞めてしまった。

自分には彼の気持ちがよくわかる。

あれほど世間から叩かれれば嫌になるのは当たり前だ。

もともと良くは思われてないだろうな、と感じていたところに、このコロナ騒ぎ。

それほど、パチンコホールで働く者にとって衝撃的なことであつたわけだ。

自分もこのパチンコホールに勤務して10年を超え、ベテランの1人に数えられている。

上の役職者は副店長と店長しかない。

今年の初めまではあまり仲の良かった店長、副店長、そして自分の3人だったが、この自粛要請、休業期間中は、いつしか戦友という仲間になった感じがした。

店長は社長といろいろと交渉して、

裏世界の銀

社員だけでなくパートさんやアルバイトさんを繋ぎとめるべく、休業中の給与についてもかなりの補償額を確保してくれた。副店長も休業中には毎日出勤して、店内設備のメンテナンスや清掃などをやってくれた。

もちろん自分も可能な限り出社して主に事務所内の整理や駐車場や店内トイレの清掃など、今までおざなりになっていた細かい環境整備を念入りに行なった。

いつか再び前のような店、いや、それ以上になることを期待して。

●
そして待ちに待った政府の緊急事態宣言解除からのホールの営業再開。

自分たちも待ち望んだ営業だったが、常連のお客さんも同じ思いだったよ。うで、再開初日にはかなりの人数が営業時間前から並んでくれた。

初日は、はっきり言って数字もまあまあだった。

開店前のお客さんの列が「密」にならないよう、整理するのが大変だったほどだ。

しかし、その翌日から思うように数字が伸びなくなってしまう。

良い日であってもコロナ前と比べると8割程度まで。

原因を特定すべく、店長や副店長などは会員カードのデータと再開以降の来店者のデータをつきあわせた。

理由は単純なことで、おじいちゃん、おばあちゃんがホールに来なくなっていたのである。

●
平日の昼間から稼働に貢献してくれるマーケットがそっくり抜けたような感じだった。

もちろんたまに顔を出してくれる常連のおじいちゃんもいたが、多くのお年寄りは今後も来店しそうにないと予測された。

再開後に来てくれたおじいちゃんと話してみると、いつも一緒に来ていたおじいちゃんは、家族に止められて来たたくても来れないのだと言う。

店長は毎日のように、新聞やテレビを見て文句を垂れるようになった。

●
マスクミがコロナの怖さを煽り立

てるせいだ！と。

まあ、この文句には自分も賛成だった。

マスクミにはちゃんと正しいことを報道してほしい。

●
パチンコホールは「密」じゃないし、なにより感染者が出てないという現状を。

まあ、無理だろうけどね。

その後もあいかわらず営業的に厳しい状態が続いている。

●
一時的に回復することはあっても、コロナ前にはやはり戻れないようだった。

休業明けから2か月経った頃、店長の顔から笑みが消えた。

●
ストレスで限界マックスという感じだった。

自分も副店長も店長を励ましていたし、仕事の面でも負担を減らすように調整していたが、みるみる覇気がなくなっていく。

●
店長が暗くなったので、なんとなく

自分を含めたホール全体が暗くなった感じもした。

●
店長は仕事を放りだすようなことはしなかったけど、どんどん自分の世界だけに入っていく感じがで、部下とかから言ったことが右耳から入って左耳から抜けるような状態だった。完全に上の空というか、もしかしたら「うつ」とかになっちゃったんじゃないかと心配していた。

●
そんなある日、セキュリティ対策として24時間稼働させていた営業フロア内の防犯カメラが夜間止まっていたのに気づいた。

●
副店長に聞いても知らない、ということまで調べた結果、ちゃんとした手続きを経て、店長が止めていたことがわかった。

●
営業が終わって1時間後の24時から開店1時間前の8時まで止まっていたのだ。

●
なんで？

店長がやったということは、本社の指示なんだろうか？
そう思っていた。

ところが……。

しばらくして、店長が自分に指示を出してきた。

「役物が壊れたパチンコ▽▽の修理をやっつけてくれ。部品は本社の倉庫から取り寄せておいたから」

えっ？？？

それって、勝手に部品を取り替えるわけで、つまり違法なことでは……。

戸惑って返事をしない自分を見て、店長は言葉が続ける。

「大丈夫だよ、夜のカメラは止めてるし、24時以降にやってくれば証拠も残らないし」

完全にそれ、本社からの指導でもやっつけてはいけないことの一つで、組合会議なんかでもかなり強めに言われるやつ！

「オレ、最近、夜中にクギ叩いてんだよねー。もうなんかさ、法律守る

のがばからしくなってる……」

あ、病んでる。店長、病んじゃってる。

「店長、やめましょう。ちゃんと手続きとってやりましょう。うち、ずっと法令遵守でクリーンにやっけてきたじゃないですか！」

「うん、言ってることはわかる。でもさ、パチンコって法律を守ろうが、社会貢献しようが、何やっても世間から叩かれるんだーって実感したんだよね。だったら法律違反しても同じなんじゃね？もう良い子やっても仕方ないじゃん？」

ああ。

それに対して何と返事をしたらいんだろう。

店長の心がパキッと折れた音が聞こえたような気がした。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

編集後記

休 日の朝は料理をしている。

スパゲッティ、そば、うどん、ソーメンと種類の簡単メニューだ。この夏は冷製スパゲッティ、冷やし鶏がらスープうどん、トマトと大葉のソーメン、豚しゃぶおろしそばが多かった。朝、WEBで料理の一覧写真を見て、今本当に食べたい料理を抉び出し、レシピをチェックして作り始めたのがきっかけ。かれこれ2年たった。

妻に好評で、夜の部に昇格した簡単メニューもある。トマトと玉子の中華風スープ。オムライス。親子丼。料理した後は、食器洗いも怠らない。料理に集中していると、世事を忘れて無心になれる、そんな精神的効果もある。パチンコ台に集中する時と似てなくもない。(M)

今朝のメニューは 井。料理した後は、食器洗いも怠らない。料理に集中していると、世事を忘れて無心になれる、そんな精神的効果もある。パチンコ台に集中する時と似てなくもない。(M)

病院で医師から、たぶん貴方は「良性発作性頭位めまい症」でしょうね、と告げられた。病名からほしかったことはなさそうだが、実際には朝起きるやいなや、ひどいめまいと吐き気が続くこともある。40歳を過ぎるまであまり病気とは無縁の自分だった

が、たまたま高血圧であることがわかって、次がやっかいなバセドウ病、そして指などの関節が痛くなるヘバーデン結節も患って、今度は良性発作性頭位めまい症と診断されたのであった。

プラスされた病名 まあ、ある意味で病気になるということは生きていく証でもあるわけだから仕方ないとは思うけど、なんとなく嫌な感じはする……。(H)

今年もお盆に姉と一緒に、両親や母方の祖父などが眠る菩提寺に墓参りに行った。場所は自分が住むマンションのすぐ裏。実家よりはるかに近い距離にあるのだが、以前は墓参りを面倒だと思っ気持ちは心のどこかにあった。

だが、歳をとってきたせいか、年々墓参りを大事にするようになり、墓前でも祖父や両親に対して、もったなどとしみじみ思うようになってきた。せめて、両親らに胸を張れる生き方をしなければ……。が、今月も無計画で締切りに追われる日々。人生って難しい。(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry